

学籍異動 ※手続き方法が変更となる可能性があります。詳細は、B-netまたは学生支援課窓口で確認するようにしてください。

担当：学生支援課

休 学

やむをえない事情により学業継続が困難な場合、休学することができます。

| 休学期間 | 手続期間* | 備考 |
|-------------------|------------|--------------------------------|
| 年 間 (4月1日～3月31日) | 1月6日～4月30日 | 左記手続期間内に下記注意点1について完了する必要があります。 |
| 春学期 (4月1日～9月19日) | 1月6日～4月30日 | |
| 秋学期 (9月20日～3月31日) | 7月1日～9月30日 | |

※手続期間最終日が学生支援課事務休止日の場合、前日の事務終了時間までとなります。

■注意点

1. 学生支援課職員との面談後、教員面談を行い、「**休学願**」(本学所定用紙)を期間内に学生支援課または二条キャンパス事務課まで提出してください。
(学籍異動をするにあたり、事前にB-netでの面談予約が必要です)

2. 休学可能年数について

| 課程 | 休学可能年数*通算 | 備考 |
|----|-----------|---|
| 学部 | 4年 | 編入学・再入学の場合は、別途確認が必要です。 学生支援課までご連絡ください。 |
| 修士 | 2年 | |
| 博士 | 3年 | |

3. 休学期間の学費は徴収しません。ただし、**在籍料**(半期につき6,000円)の納入が必要です。
4. 次の場合、別途必要書類を提出してください。
病気・ケガ等→医師の診断書(3か月以内)
留学等 →「海外渡航届(本学所定用紙)」
5. 休学期間終了後は、**自動的に復学**となります。引き続き休学する場合は「再休学」の手続が必要です。なお、休学期間終了前に関連する通知をお届けいたします。

再 休 学

休学している学生が**休学期間を延長する場合**、再休学の手続を行う必要があります。

| 休学期間 | 手続期間* | 備考 |
|-------------------|------------|---------------------------------------|
| 年 間 (4月1日～3月31日) | 2月1日～2月20日 | 休学期間終了前に保証人住所へ「学籍異動願」(本学所定様式)をお届けします。 |
| 春学期 (4月1日～9月19日) | 2月1日～2月20日 | |
| 秋学期 (9月20日～3月31日) | 8月1日～8月20日 | |

※手続期間最終日が学生支援課事務休止日の場合、前日の事務終了時間までとなります。

■注意点

1. 休学可能年数については、ご自身でご確認ください。
2. 休学期間の学費は徴収しません。ただし、**在籍料**(半期につき6,000円)の納入が必要です。
3. 次の場合、別途必要書類を再提出してください。
病気・ケガ等で休学期間を延長する場合→医師の診断書(3か月以内)
留学している場合 →「海外渡航届(本学所定用紙)」
4. 休学期間終了後は、自動的に復学となります。引き続き休学する場合は「再休学」の手続が必要です。なお、休学期間終了前に関連する通知をお届けいたします。

復 学

休学期間終了後は、**自動的に復学となる**ため、復学の手続は必要ありません。ただし、病気により休学していた場合は、必ず医師の診断書を提出してください。

その他の詳細については、休学期間終了前に送付する通知にて確認してください。

I

教育
目標

II

履修
一般

III

教育
課程

全学

仏教

日文

中国

英米

歴史

歴史

教育

幼教

臨床

現社

公共

社福

その他

IV

学籍・
学費

V

キャンパス
ライフ

VI

進路・
就職支援

VII

大学の
取り組み

VIII

規程

依 願 退 学

退学を願い出る場合は、学生支援課職員と面談後、教員面談を行い、「学生証」を添付のうえ、「退学願」（本学所定用紙）を学生支援課または二条キャンパス事務課に提出する必要があります。

■ 注 意 点

1. 依願退学の手続を行うには、学費を納入していることが条件となります。
ただし、学費納入期間内の提出および休学からの退学は除きます。
2. 学期末での依願退学を希望する場合、以下のとおり別途手続期間を定めます。

| 退学日付 | 手続期間* | 備考 |
|--------------|-------------------------------|--|
| 春学期末（9月19日付） | 7月1日～9月30日 （休学者8月1日～8月20日） | 学籍異動をするにあたり、事前にB-netでの面談予約が必要です（休学中の方は「学籍異動願」（本学所定用紙）を提出してください）。 |
| 秋学期末（3月31日付） | 1月6日～4月30日 （休学者2月1日～2月20日） | |

*手続期間最終日が学生支援課事務休止日の場合、前日の事務終了時間までとなります。

そ の 他 の 退 学

退学には依願退学以外に、通知退学・処分退学があります。この場合、本学の全ての課程に再び入学することはできません。

○通知退学→在学年数もしくは在籍年数を超える場合

○処分退学→性行不良等により大学の秩序を乱し、学生の本文に反した場合

除 籍

期間内*に学費を完納または在籍料（休学者）を納入しなかった場合、除籍となります。*学費の納入期限については、p.177を参照

○春学期末納者→前年度3月31日付

○秋学期末納者→当年度9月19日付

復 籍

学費未納により除籍になった学生で、学業継続を希望する場合は、復籍することができます。下記期間内に**学費の完納**と「**復籍願**」（本学所定用紙）の提出（学生支援課宛）をしてください。

| 学期 | 復籍手続期間* |
|--------|---------------|
| 春学期末納者 | 7月11日～7月31日 |
| 秋学期末納者 | 12月11日～12月25日 |

*手続期間については、復籍手続案内時の記載をご確認ください。

再 入 学

依願退学・満期退学・除籍した学生が再び就学を希望する場合、期間内の申請手続と選考合格によって、修学を再開し継続することができます。

| | |
|----------|---|
| 受験資格 | 退学・除籍日より3年以内 |
| 申請手続 | 学生支援課に連絡し、学生支援課職員との面談後、「再入学願」（本学所定用紙）を学生支援課に提出する。 |
| 申請と選考の期間 | 再入学希望年度の前年度1月16日～2月28日 ※選考があります。2月初旬までに学生支援課へ問い合わせてください。 |
| 選考方法 | 教員面接 |

■ 注 意 点

1. 再入学は4月入学のみで、離籍前と同一学科・同一専攻に限ります。秋学期の再入学はできません。
2. 再入学時は再入学料が必要となります。詳細は、教員面接後にお知らせします。
3. 病気により依願退学した場合は、必ず医師の診断書を提出してください。
4. 教員免許・諸資格を取得希望の場合、法令改正等により修得科目数や修業年限等変更される場合があります。

I
教育
目標

II
履修
一般

III
教育
課程

全学

仏教

日文

中国

英米

歴史

歴史

教育

幼教

臨床

現社

公共

社福

その他

IV
学籍・
学費

V
キャンパス
ライフ

VI
進路・
就職支援

VII
大学の
取り組み

VIII
規程

転 籍

転籍とは、通学課程の学生が通信教育課程に学籍を異動させることです。

| | |
|------------|---|
| 申請手続 | 学生支援課に連絡し、学生支援課職員との面談後、「転籍願」（本学所定用紙）を学生支援課に提出する。 |
| 申請と学内審議の期間 | 転籍希望年度の前年度2月1日～3月14日 ※学内での審議が必要です。2月中旬までに学生支援課へ申し出てください。 |

※手続期間最終日が学生支援課事務休止日の場合、前日の事務終了時間までとなります。

■注意点

1. 通信教育課程へは4月1日付で異動となります。秋学期の転籍はできません。
2. 転籍後に再度通学課程へ転籍することはできません。

転学部・転学科

転学部・転学科とは、現在所属している学部・学科から、他の学部・学科へ**移籍**することです。

なお、移籍を希望する方には「**選考試験**」が行われ、合格することにより移籍することができます。不合格の場合には、現在所属する学部・学科に在籍することになります。

●手続き方法

■資格：1年次または2年次に在学中の学部生（**休学中は申請不可**）

■期間：1月6日～1月31日

※手続きがありますので、**1月中旬**までに学生支援課へ申し出てください。

■備考：詳細については、**学生支援課**にて確認してください。

保健医療技術学部（理学療法学科・作業療法学科・看護学科）への転学部・転学科はできません。

宗門後継者入試による入学者の転学部・転学科はできません。

【注意事項】

- 保健医療技術学部（理学療法学科・作業療法学科・看護学科）への転学部・転学科はできません。
- 宗門後継者入試による入学者の転学部・転学科はできません。

〈資格取得について〉※現学科での履修状況により、異なる場合があります

- 図書館司書、博物館学芸員、社会教育主事資格、浄土宗教師資格については、2年間で取得することはできません。
- 幼児教育学科に転学部・転学科する場合
幼稚園教諭免許と保育士資格の両方を、2年間で取得することはできません。
- 臨床心理学科に転学部・転学科する場合
公認心理師については、資格に必要な単位を2年間で取得することはできません。
なお、公認心理師試験受験資格は、4年制大学卒業のみでは取得することはできません。
（大学院において公認心理師資格取得に関する単位の修得、または公認心理師法で定める施設での必要期間以上の実務経験が必要）
- 社会福祉学科に転学部・転学科する場合
保育士、精神保健福祉士国家試験受験資格については、取得することはできません。
社会福祉士国家試験受験資格については、選考試験があり合格した者のみ履修できます。
なお、2年間で取得することはできません。

I
教育
目標

II
履修
一般

III
教育
課程

全学

仏教

日文

中国

英米

歴史

歴史

教育

幼教

臨床

現社

公共

社福

その他

IV
学籍・
学費

V
キャン
パス
ライフ

VI
進路・
就職支援

VII
大学の
取り組み

VIII
規程